

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年10月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和5年11月13日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和5年11月6日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保上地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西舟岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 喧嘩池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東又幹線1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東又幹線2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西又幹線1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西又幹線2号地区	〃
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 御殿場地区	〃